

令和8年度 学生によるボランティア体験ルポ事業募集要項

1. 本事業の目的・概要

ボランティアなどの社会活動を実践してみたいと考えている学生を対象として、希望する活動を実際に体験できるよう、茨城県内で活動する NPO 法人や団体（以下「NPO 法人等」という。）を紹介するとともに、その体験を自らが記事にし、SNS 等で発信・拡散できるようにすることにより、社会活動に参画する若者の増加を図る。

2. 募集対象

茨城県内の高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専門学校及び大学院に在籍する学生

3. 応募要件

- ・事前研修を受講すること。
- ・18 歳未満の未成年については、保護者の同意を得ること。
- ・受入れ NPO 法人等が定める活動条件を遵守すること。
- ・その他チャレンジいばらき県民運動が指示する事項を遵守すること。

■ 事前研修

本事業を通して社会活動に参加する者は、チャレンジいばらき県民運動が別に示す動画及び配布資料により、各自で事前研修を受講するものとする。

事前研修の内容は、ボランティアに関する基礎的事項、本事業の趣旨、参加に当たっての注意事項その他必要な事項とする。

4. 募集期間/体験期間

	募集期間	体験期間
夏期	令和8年 6月15日(月)～ 8月28日(金)	令和8年7月～10月
冬季	令和8年10月12日(月)～12月25日(金)	令和8年11月～令和9年2月

※ 活動日数は1～3日程度を目安とするが、継続的な活動を希望する場合は、学生と NPO 法人等で直接調整するものとする。

5. 参加できる活動

本事業で参加できる活動は、受入れ先となる NPO 法人等ごとに異なる。

参加可能な活動の内容、場所、日程その他の詳細については、チャレンジいばらき県民運動が別に示す「NPO 法人等一覧」により確認するものとする。

《NPO 法人等一覧》 ※期間中随時更新

https://docs.google.com/spreadsheets/d/1OUuslnbdRQmoLWhFiVRGHMuJ0IHjHWM3_0iYGSgIYG4/edit?usp=sharing



6. 相談会について

本事業への参加を希望する学生または参加を検討している学生を対象として、参加方法、活動内容、受入れ先となる NPO 法人等に関する疑問や不安を解消し、円滑に活動へ参加できるよう、募集期間中、相談会を実施する。相談会は事前予約制とし、1 コマ 20 分程度とする。

《相談会開催日・申込方法》<https://calendar.app.google/sMJP3EmmrRkhhbC1y5>



7. 体験記について

- (1) 本事業を通して社会活動に参加した者のうち、希望する者は、体験記を執筆することができる。
 - ・体験記は、本事業を通して参加した活動の内容や感想を、200～300 字程度にまとめたものとする。
 - ・体験記は、原則として活動終了後 1 週間程度を目安に、チャレンジいばらき県民運動が別に定める様式により提出するものとする。
 - ・体験記を提出する者は、掲載に使用するための活動時の写真を併せて提出するものとする。ただし、受入れ先の NPO 法人等の事情その他やむを得ない理由により写真の提出が困難な場合は、この限りでない。
 - ・写真の提出に当たっては、受入れ先の NPO 法人等の確認を受け、個人情報、肖像権その他の権利関係に配慮するものとする。
- (2) 提出された体験記は、内容を確認し、必要に応じて趣旨を変えない範囲で修正、要約その他の編集を行ったうえで、適当と認められるものをチャレンジいばらき県民運動の広報紙、Instagram、Facebook その他の SNS 等に掲載するものとする。
- (3) 体験記が掲載された者には謝金を支給する。謝金は 1,000 円相当のギフトカード/件とし、年度末にまとめて支給する。なお、掲載件数には限りがある。

8. ボランティア証明書の発行について

受入れ協力 NPO 法人等における活動に参加した学生は、当該 NPO 法人等にボランティア証明書の発行を申請することができる。なお、証明書の発行は、活動先である受入れ協力 NPO 法人等が、活動状況等を確認のうえ、適当と認める場合に行うものとする。

9. 本事業参加にあたっての注意事項

- (1) 交通費、食費、準備品その他活動に当たって発生する費用は、全て参加する学生の自己負担とする。ただし、細菌検査を要する場合の当該費用については、チャレンジいばらき県民運動が負担する。
- (2) 活動中の事故に備え、ボランティア保険（傷害保険及び賠償責任保険）に加入するものとする。なお、当該保険については、チャレンジいばらき県民運動が加入手続を行い、その費用を負担するものとする。参加者は、事故が発生した場合は、直ちに受入れ先の NPO 法人等及びチャレンジいばらき県民運動に連絡すること。
- (3) 活動場所、日程、受入可能人数、参加条件等は、受入れ先の NPO 法人等によって異なるため、参加に当たっては、受入れ先との調整のうえ決定するものとする。

- (4) 各受入れ先での活動の際は、NPO 法人等の指示及び指導に従い、自他の安全に配慮しながら活動すること。
- (5) 活動において知り得た個人情報その他プライバシーに関する情報を口外しないこと。活動終了後も、同様とする。
- (6) 活動予定日に、けが、病気その他の理由により参加できなくなった場合は、速やか受入れ先の NPO 法人等へ連絡すること。

10. 申込方法等

参加を希望する学生は、申込フォームによりチャレンジいばらき県民運動へ申し込むものとする。

《申し込みフォーム》 <https://forms.gle/dGfKBTe2ojUpXZyF9>



11. 問い合わせ先

チャレンジいばらき県民運動（担当：高崎）

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸 1-5-38 三の丸庁舎 2 階

TEL：029-224-8120 FAX：029-233-0030 Email：volunteer@challenge-ibaraki.jp

【令和 8 年度 学生によるボランティア体験ルポ事業 参加フローチャート】

